

売買参加者承認申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者所在地	申請者名 (法人にあつては, 名称及び代表者名。記名押印)
(電話番号)	⑩

京都市中央卸売市場業務条例第25条の規定により, 売買参加者の承認を申請します。	
主たる営業場所 (電話番号)	()
商号 (個人の場合)	
役員氏名 (法人の場合)	
資本金又は出資額 (法人の場合)	
卸売を受けようとする市場	
取扱品目	

履 歴 書

氏 名	
住 所	
生年月日	
商 歴	
賞 罰	
以上のとおり相違ありません。	
年 月 日 氏名（記名押印又は署名）	
印	

財産目録

申請者名

年 月 日 付

資 産		負 債	
不 動 産	円	借 入 金	円
現金, 預金, 証券	円	買 掛 金	円
商 品	円	合 計	円
売 掛 金	円		
合 計	円	業務資金	円

事業計画書

申請者名

営 業 内 容	
従 業 員 数	人
年間売上金額（前年度）	円
取扱予定 数 量	翌年度 牛 頭 豚 頭
	翌々年度 牛 頭 豚 頭

誓約書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所

氏名 (記名押印又は署名)

印

私は、京都市中央卸売市場第二市場における売買参加者又はせり参加者として登録するにあたり、京都市中央卸売市場業務条例第25条第3項第3号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

京都市中央卸売市場業務条例第25条第3項 (抜粋)

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第1項の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 売買参加者として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (6) 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち前各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する者があるものであるとき。

誓約書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所

氏名 (記名押印又は署名)

印

私は、京都市中央卸売市場第二市場における売買参加者又はせり参加者として登録するにあたり、京都市中央卸売市場業務条例第25条第3項第1号から3号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

京都市中央卸売市場業務条例第25条第3項 (抜粋)

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第1項の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 売買参加者として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (6) 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち前各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する者があるものであるとき。

せり参加者承認申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者所在地	申請者名 (記名押印又は署名)
	印

京都市中央卸売市場業務条例施行規則第27条の規定により、下記のとおり、せり参加者としての承認を申請します。	
売買参加者番号	
せり参加者氏名	
せり参加者住所	

第1号様式（第4条，第5条及び第7条関係）

誓 約 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） Ⓣ 電話

誓約者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人名簿の欄は，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは，市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは，市長等が指定する使用人に限る。）